

「第 10 回高知県南海地震条例づくり検討会」

開催日時 平成 19 年 4 月 17 日(火) 午後 1 時 30 分から午後 5 時

(事務局)

南海地震条例づくり検討会を始めさせていただきます。機構改革等で事務局が新体制になりました。今まで危機管理課で事務局を行っていましたが、この 4 月から新たに作られました地震・防災課で事務局を行うことになりましたのでよろしくお願いいたします。

続きまして、配布資料につきましてですが、資料 1 の骨子の体系ということで、差し替えを用意しております。資料 2 は骨子案でございますが、ページ 1 から 14 まであります。資料 3 につきましては、A3 版で 4 枚ございます。続きまして資料 4 でございますが、骨子案文の検討表で、A4 版で 18 枚あります。それから資料 5 でございますが、条例の性格について A4 版 1 枚でございます。それと、個人情報に関する資料が 1 枚ございます。資料で抜けているということがございませんでしょうか。

では会議に入らせていただきますが、12 名の委員のうち 10 名の出席を得ておりますので、設置要綱第 5 条第 2 項によりまして本検討会が成立しておりますことをご報告します。

続きまして、議事に入ります。設置要綱で会議は会長が議長になると定められていますので、今後司会は議長になるということで、岡村会長からよろしくお願いいたします。

(岡村会長)

それでは前回と同様に私のほうで司会進行をさせていただきたいと思います。ご存知のとおり先月は能登半島沖で気象庁の暫定マグニチュードで 6.9、今週のはじめ、日曜日に三重県の北部、亀山市を中心とするところで M5.4 のいわゆる直下型地震が発生しました。地震の規模としては、われわれが想定している南海地震の M8.4 と比べますと 500 分の 1 以下と非常に小さなエネルギーではあるんですけど、直下型地震特有の揺れ、つまり非常にローカルな狭い地域に強烈な揺れということでは、地震になんら変わることはないし、また過疎地を襲っているということは高知県の将来を考えるうえで非常に参考になる。そういうことも含めて見守っていきたいと思います。

それでは早速ですが、お手元の議事の次第に従って会を進めさせていただきます。会の終了は 17 時を予定していますが、非常に長時間になりますので途中休憩を挟みながらやりたいと思います。本日は前回に引き続き骨子案の検討となります。この検討会としては 5 月末までに骨子案をまとめることが求められていますので、前回の検討会以降、各委員に骨子案に対する意見の提出をお願いしております。その意見とそれに対する対応案がまとめられています。この資料 3 を中心に検討したいと思います。まずは事務局から会の進め方について説類をお願いします。

(事務局)

本日の会の進め方について簡単にご説明させていただきます。まず資料 1 の骨子の体系案をご覧ください。本日骨子の案をご検討いただきますが、これまでに 1 月と 2 月にご検討いただいて、本日が 3 回目となります。前回の 2 月の検討会ではこの骨子の体系の第 5 章までの検討をいただきました。そのため、本日はまず第 6 章の「災害から命を救う」から第 10 章までを章ごとにご検討いただき、ひととおりの検討を終わらせていただきたいと思いますと考えております。第 10 章の「総合的な南海地震対策を進める」の章につきましては、今回初めてご提案させていただきましたので、ご協議をいただきたいと思います。第 10 章までご検討いただいた後、前回検討いただきました第 2 章の「揺れ

の被害から命を守る」から第 5 章の「土砂災害その他の危険から身を守る」までを再びご検討いただきたいと考えております。前回の検討会で様々なご意見が出されましたが、このうち事務局としてもじゅうぶんにご回答させていただけなかった部分もございますし、その後に各委員のほうから意見というかたちで出されたものもございますので、その対応についての部分をご検討いただきたいと考えております。本日については、検討する項目が非常に多くありますので、第 2 章から第 10 章までの各論部分の全ての部分の検討を終わらすというのは時間的に難しいかも知れません。できるところまでご協議いただいて、だいたい 4 時 20 分をめぐりに、終わっていない部分については次回に回し、骨子案の第 1 章の総則の部分、あるいは体系案の検討に移ってはどうかと考えています。次に、検討にはいる前に、本日配布させていただいた資料について若干説明をさせていただきまします。資料 3 をご覧ください。骨子案に対する意見と対応という資料ですが、表の左から 2 つめの区分欄に A、B と記載されていますが、A については検討会の委員からご意見のあったものです。これには二通りございまして、検討会の場で直接ご意見をいただいたもの、それから前回の検討会以降に別途ご意見をいただいたものがございまして、B は、事務局が担当課と調整を行う中で、骨子案の修正をしたほうが良いという項目が出てきたものを B と記載しています。その右側の意見の内容の欄につきましては、いただいたご意見をまとめたものです。事務局のほうで少し読みやすいように修正や要約をさせていただいておりますので、いただいたご意見の趣旨と違う場合は、その旨ご指摘をいただければと思います。その右の欄、意見に対する対応案、つまり事務局の考え方を記載させていただいておりますが、主に五つの対応案で記載されています。一つ目が、ご意見が出されておりますが、修正していないもの。二つ目が、ご意見をそのまま骨子案に反映することは難しかったのですが、ご意見の趣旨を踏まえて修正を行っているもの。三つ目がご意見があったとおり骨子案を修正させていただいているもの。四つ目が骨子案を修正するためには、もう少し検討会でご検討いただきたいというもの。五つ目が骨子案に関係することについてもう少しお時間をいただいて事務局のほうで検討させていただきたいもの、と分類させていただき、対応案を記載するとともにその考え方を記載させていただいております。

次に、資料 2 について、委員の方々からのご意見をふまえて、前回提案させていただいた骨子案に修正を加えたものです。修正する部分につきましては、アンダーラインまたは取り消し線をつけさせていただいております。修正箇所には括弧書きで番号をつけておりますが、これは資料 3 の項目の番号と対応させております。資料 3 の意見につきましては、全部で 131 ありますので、検討に相当時間がかかると思いますので、本日は資料 4 で骨子案検討表を配布させていただいておりますが、この検討表の説明は割愛させていただきたいと思っております。資料 2 あるいは資料 3 について章ごとにご説明させていただきたいと思っております。会の進め方についての説明は以上です。

(岡村会長)

このような進め方で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それではまず、資料 3、第 6 章の「災害から命を救う」について検討を行います。

(事務局)

資料 3 の 5 ページになります。中間ほどに「災害から命を救う」と記載しております。それと併せて、資料 2 のほうもご覧いただきたいのですが、8 ページになります。この両方を見比べながらご説明をさせていただきます。

まず、番号の 86 番についてですが、第 6 章の第 1 の 1 という項目でご意見をいただいております。

1行目になりますが、ここでは救急医療と表現させていただいておりますが、この救急というところが適切ではないのではないかとご意見をいただいております。より適切な表現にするという意味で、救急医療という言葉は医療救護活動に修正したいということです。

次に87番です。これも第1の1の2行目になります。ここで避難所の設置と運営という言葉が出てきます。避難所の設置と運営、設置はともかくとして運営は民間が主体になるほうがいいんじゃないかというご意見をいただいております。右に対応案と書いていますが、避難所の運営では、避難者自らがルールを決めたり、協力したりするなど、運営に携わることが必要だと、一方では、食料、水、生活物資の調達から、避難者の健康の確保、情報の提供、相談の対応など様々な業務があるため、設置者である行政が、自主防災組織やボランティア等と連携しながら、その役割を果たすべきであると考えため、民間主体で運営する旨の規定はしていない、ということで、ご意見をいただきましたが修正はしておりません。

次に88になります。これも第1の1の3行目に記載する部分ですが、人命の救助に関連する活動というふうに記載させていただいている部分ですが、この人命の救助というふうに書くと、一行目に人命の救助とか、救急医療とか消火活動とか、色々列挙している対応の中で、人命の救助だけを優先するというふうに取り立てられるのではないかと、もっと適切な表現を使ったほうがいいのか、という意見が内部でありまして、この人命の救助の関連する活動」というのは、「より多くの人命を救うための活動」と適切な表現に修正したいというふうに考えています。

次に、89になります。これが第1の2の番号になりますが、医療救護活動において救命できる可能性の高いものから優先してという表現であれば、軽症者が優先されると誤解されるということの議論が中でありましたので、これを、トリアージに基づき重症で緊急度が高く、かつ、救命できる可能性の高い者から優先して」と修正させていただいております。

次に90、第6章の第1の4になります。これは県が主語で応急活動体制の確立に努めるという部分ですが、この応急活動体制の確立のなかで県については応急活動を行うために訓練を行っているがその表現が無いということで議論になりまして、表現といたしましては「実践的な訓練を行うとともに」をここに追加させていただいております。

次に91の第2の自主防災組織等の救助活動の項目になりますが、資料3でいうと9ページに移ります。この1のところ、1行目に生き埋め者等の救出とありますが、違和感があるという話在中でありましたので、これを「倒壊家屋等からの救出、負傷者等の応急手当、搬送等」というふうにし、生き埋め者という表現を使わず修正させていただきたいと思っております。

次に92になります。ここで、番号の2番になります。この2行目になりますが、「必要な知識や技術の習得に努めなければいけません。」という部分について、主語に県民を入れてもいいのではないかとということと、第9章の第1には、自らの安全を確保するためとなっているので、この部分を隣人などの救助のためとは読めないのご意見をいただいております。一人一人が持つべき知識や技術があるとすれば、県民も入れておいてはどうかというご意見に対して、対応案として、修正したいと書いておりますが「地震発生時には、県民としても、救助活動が行えるよう努める必要がある」と。第6章第2は、救助活動が効果的に行えるよう、組織での取り組みを推進することが狙いとして規定するものであるため、この部分では県民が主体となる表現は行わないというふうに考えています。第9章第1の、県民の備えについては、救助活動を行えるよう備える必要がありますので、「地震発生時に自らや家族、近隣住民の生命、身体、財産を守るために必要な備え」というふうに修正をさせていただいております。

次に93番の説明をさせていただきます。番号で第2の第3になります。ここで、あらかじめ必要

な支援に努めます、と記載しておりますが、ご意見では、自主防災組織等の救助活動について、資機材を用意してくれるなどといった過剰な期待が出てこないかというご意見です。対応案といたしましては、現在県では自主防災組織が行う資機材等の整備や救助訓練などに支援していると。必要な支援については、資機材に限定したものではなく、訓練や情報提供等も含めた幅広いもの、ということで記載をさせていただいています。

次に 94 の説明をさせていただきます。ここから、第 3 の緊急輸送の項目に入ります。この 2 と 3 は道路の規制が中心となるので、第 1 の 1 の輸送についてはどうも陸路を想定しているんじゃないかというご意見が出ています。これは、陸路だけでなく、海路、空路を含めた輸送という趣旨でございますので、その旨修正をさせていただいています。

続きまして 6 ページをお開きください。95 番になります。これが第 3 の 2 の項目になります。車両使用を抑えるよう努めなければいけませんと規定しているが、交通規制が行われていない道路であっても車両の使用を抑えるように記載していることについて、いかがなものかというご意見をいただいています。これについては、県民に対して車両の使用を抑えることを求めるのは、救急車や消防車の通行を妨げる可能性がある場合と限定しておりますので、県民に理解を求めるために書いておきたいと考えています。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。資料 3 の対応案の全ての対応案を検討していますと、時間が足りませんので、検討会で検討いただきたいというふうに書いてあるものを集中的に検討し、それ以外是对応案と違ったご意見がありましたらお聞きするというところでよろしいでしょうか。それでは今の対応案についてご意見をお聞かせいただきたいと思います。

(上田委員)

この文章のスタイルのところ、たとえばトリアージとか高台とかを括弧して説明を書いていますよね。以下、何々という表現がありますが、意味を一部定義の中に取り出して、一部括弧に入れて、というこういうやり方は私は条例や規則ではあまり見たことがないのですが、特におかしいということはないでしょうか。法制審査の面もあると思いますが。

(事務局)

使用頻度の高い用語の定義については、総則の中の定義にいらしております。一回きりや一、二箇所ものは本文の中に入れております。今回は骨子案ですので、定義があまり違う場所にありませんと、県民に分かりにくく、探さないといけなくなりますので、すぐ近くにあるほうが分かりやすいのではないかと考え、このようにさせていただいております。

(上田委員)

そういうやり方があるということであれば結構です。

(岡村会長)

ほかにありませんでしょうか。ほかにご意見がないようでしたら、第 6 章の「災害から命を救う」につきましては現在の案のとおりということでよろしいでしょうか。それでは次の検討課題に移ります。第 7 章の「被災者の生活を支える」について検討を行います。

(事務局)

資料 3 では 6 ページになります。資料 2 では 9 ページ中ほどとなります。

まず、96 についてご説明させていただきます。第 7 章の 1 の 1 になりますが、ここで県は地震が発生したときとはいうことで、被災者への情報提供や住宅の確保など必要な復旧活動について列挙しているわけですが、ここでのご意見は、こういった復旧活動について関連する事業者の協力を得るという表記が必要ではないかというご意見をいただきました。対応案といたしましては、応急期にはがれきの除去などに事業者の協力を得るという場合もありますが、被災を受けた施設などを復旧するという際には、公共工事として発注することになるため、事業者の協力を得るという形では記載をしないという考え方を持っております。

97 になります。1 の 4 行目になります。社会秩序の維持等の対策の実施に努めますと記載していますが、「社会秩序の維持」をもう少し限定的にならないかというご意見です。これについては、治安の維持や物価の安定、デマやパニックの防止など、具体的な内容が多岐に渡りますので、社会秩序の維持というそのままの記載にいたしたいと思っております。

次に 98 になります。番号 2 番になりますが、県民とはいうことで、被災生活においてお互いに支えあい、助けあうように努めなければならないと記載していますが、これを被災後の復興期の原則として書けないかというご意見です。これについては、復興期においても当然住民同士の支えあい・助け合いは必要ですが、必要となってくる時期については、被災生活に様々な心配事が増えてくる復旧期からと考えられるため、第 7 章の被災者の生活を支えるという章に位置づけをさせていただいているという考え方です。

99 になります。ここで 1 のところに復旧活動を色々列挙していますが、その中で抜けている項目として災害廃棄物の撤去があり、復旧の要になる事柄だということ、このことも必要な対策の一つとして入れるべきではないかという意見がありまして、災害廃棄物の撤去という表記を追加させていただきたいと思っております。

第 2 の災害ボランティア活動への支援になりますが、100 番になります。ここでは自主防災組織と同様に、ボランティア組織の独立性、自主性をしっかりと据えておく必要があるということで、ご意見の趣旨としては、ボランティア活動に行政が介入・下請けするように読めるのではというご意見で、作り方としてはそういうふうには作ってはいないのですが、対応案のところに書いてありますように一般ボランティアと専門ボランティアの役割をふまえて記載していますが、一般ボランティアと専門ボランティアを同じ項目で表現していることから、一般ボランティアについても専門ボランティアのように一般ボランティアに介入すると誤解されることから、第 2 項は一般ボランティアということで災害ボランティア活動への支援というふうにとまめています。第 3 項については、専門ボランティアの活用というように見出しをつけて峻別したいと思っております。またとれに伴って第 7 章の第 2 は災害ボランティア活動の支援と表現を変えさせていただいて、より位置づけの違いを明確にしたいと思っております。

次に 101 になります。資料 2 の 10 ページになりますが、第 3 の専門ボランティア活動について、市町村等の関係団体との連携が必ず出てくるので入れてはどうかというご意見がありましたので、表記を入れさせていただきたいと思っております。

(岡村会長)

ただいま説明のありました対応案につきまして、ご意見がございましたらお願いします。

(青木委員)

私が出した意見のところもありますので、発言させていただきます。一つは社会秩序の維持というところ。法律や行政の仕事からいくと、社会秩序の維持というのは、対応案のところの説明があるとおり、きわめて広い用語なので、その広いものが制約なしに行使されると、行き過ぎといえますか、過剰になる場合は無いともいえない。緊急性だからといって、それが直ちに正当化できるかというところではない。それを絞る方法を提案しないとなかなかいけないと思います。社会秩序の維持等の対策というところに「人権に十分配慮した」と修飾語が付けられないかと思います。そういう意味からいうと、うえのところは災害廃棄物の撤去なんかもありと特定されていて具体度が高いんですが、そのレベルが以外と抽象度の高いものもありますので、なかなかしにくいんですが、「最小限度」とか、何か入らないかなというのが私の趣旨です。一般的な社会秩序維持機能というのは、行政はすごい広く、大事なんですけどというんですけど、もっと限定的にならないかということが気になっております。

あと、ボランティアの自主性、独立性というのは、この会で会長の代行をしているときに何度か論議が出て、ボランティア組織というものを条例が位置づけるということであったときに、条例と、そのボランティアの自主性、独立性ということをどこまでという、連携を強めるのを行政がイニシアチブを取ると、自主性、独立性がうまくいかなくなるというあたりの表現を、修正していただいているので、そういう意見で書かせていただいた。ということで、さきほどの 6 章のところでも若干そういうので言えば、あつちは例示だけされているんですが、避難所の運営、設置の復旧あたりに書かれているんですが、これもボランティアというか民間のボランティアとの公共性との問題の中で、条例で書くということの問題点を、あつちは例示なのでそれ以上にはしないということなので、いいでしょう。

そのへんが意見を出させていただいたので、趣旨だけ述べさせていただきました。

(半田委員)

専門ボランティアの定義についてももう少し確認をさせていただきたいと思います。ここでいう専門ボランティアというのは、応急危険度判定士など行政業務に関わりの深いボランティアのことですよね。過去の被災地では、大工の資格を持つ人などの専門ボランティアが、災害ボランティアセンターを通して被災者の救援活動を行う場合もあるんです。ここでいう区市町村や関係団体と連携して、あらかじめ整備して活用するという専門ボランティアというのは具体的にどんな人なのかを確認させていただきたいと思います。

(事務局)

揺れのところでも出ておりますが、応急危険度判定士、それから宅地に関しての応急危険度判定士もございまして、砂防のボランティアというふうなものもございまして。あと、まだきちっとした制度的なものには至っていませんが、看護師などについても専門ボランティアに入ってくるのなと思います。ただひとつあるのは、ある一定受け皿になる組織、団体があって、そこと県との連携を保つという一定の仕組みがないと災害時に専門ボランティアを活用することにはならないと思いますので、そういった意味でいろんなボランティア、専門の技術なり知識なり有したボランティアの方がおいでと思うんですが、それを幅広く活用していくということを、ここに記載しています。

(半田委員)

応急危険度判定士や砂防ボランティアなど、具体化すると分かりやすいのですが、専門ボランテ

シアという一括りにすると、ちょっと分かりにくいのではないかと思います。大括りにされると、あらかじめ整備をするなどという表現もおかしく感じてしまいます。

(事務局)

応急危険度判定士が一般のボランティアと違うのは、応急危険度判定の実施主体が市町村で、市町村に実施本部が立ち上がりますが、県の方にはその支援本部ということで、日ごろから支援本部としての資機材を用意したりたぶん県内のボランティアの数が足りないので、外からどう受けいれるか受け入れ体制の根回しとか、お互い全国的な組織ですので、日ごろから応援にいつておくとか、そういうことを考えています。実は、専門ボランティアを書ききろうにも、検討会をしている最中にも、農村災害復旧専門技術員というような専門ボランティアが農地のほうの災害でも現れたり、市町村が行う土木系の技術の復旧に人が足りないのも、そういう部分を応援しようという復旧部分についてまで専門ボランティアの種類が増えています。何かができるとどんどん社会のほうが進んで、専門ボランティアというものがどんどん活かされつつある現状があると。今までの他県の条例では見えていなかったのは、それほど数が無かったからだと思いますが、色々技術をもたれた方が組織的に動こうと、一般ボランティアの中ではなくて、というもできていますので、その空気感をつかんで、半田委員のボランティアの部分と分けています。定義はなかなか難しく、新しい言葉なので、皆さんがなおイメージしにくいなという事は分かりました。

(半田委員)

行政に事前登録するのですか、行政が委嘱するボランティアのことですか。

(事務局)

民間の団体が登録をしています。例えば県が支援本部を持って、活用を約束するとか、また県と活用をお約束できてない分野もありますし、他県ではできている分野もあります。例えば語学に関するボランティアについては、国際交流協会というところで登録されて、それを市町村の国際交流課あたりで活用連携を図るように支援しますよということを約束できていたりもありますが、高知県ではそのようなことはまだ進んでいませんので、そのようなところに活用がお互いできるように情報交換しながら、実際に活躍できるようにご支援させてもらうというようなことがこの第3になります。

(半田委員)

そこまで説明いただくと良く分かりますが、専門ボランティアに関して今の表現だと、分かりにくいと思います。災害ボランティアセンターに訪れるボランティアも専門性を持った方がきますので、書き方の工夫が必要ですね。

(事務局)

例えば兵庫県とか岡山県のように、専門性を有する方を登録しておいて、災害時に支援にはいつてもらおうというやり方をしている県もあります。ただ、実際に対個人で登録をしてみた時に、災害時に連絡調整がとれるのかという問題も当然出てくると思いますので、現状でいろんな分野で専門ボランティアを活用しようというときに、相手方に組織的に対応できる団体があって、その団体をお願いすれば、知識や技術を持った方をお世話いただけるといった連絡体制や仕組みづくりが必要になってきますので、あらかじめそういった体制の整備といった表現をさせていただいています。

(藤原委員)

今のやり取りでいたい分かるんですが、県民に提示するものですので、細かいことを入れるのは無理なので、ガイドブック的なものを用意されると思いますが、それに記載が必要だろうと思います。また、見方、読み方によって誤解されそうかなと思いますので、ちょっと検討が必要ではと思います。ボランティアも専門的なものが必要なんです、そういったものも時期的なもの、例えば発生直後とか、時間の経過にしたがって投入したい、動いてもらいたいという専門ボランティアもあるわけで、そういう方々にいざ動いてもらいたいときに連絡がつかないとかいうことももったいないので、登録制も兼ねながら、そういう所属団体と連絡だけでなく取り決めも必要だと思います。専門ボランティアで資格を持っている方でも、いざ震災が起こったときに資格を証明するものがないかも知れない、家にあつて手元に無い、そういった方が協力して下さる場合、私持ってますよというだけで来てもらっているのかどうか。細かいことをいえばそんなことも出てくるのであらかじめ登録もあわせて入れながらやられてはどうかと思います。専門的なものだけに、やはり必要だと思います。

(上田委員)

今の件でちょっと自分も発言しようと思ったのは、専門ボランティアのイメージをつかみにくいということ、大きすぎる、拡散しすぎるということが確かにあるので、たとえば応急危険度判定士などをいくつか代表的な例として入れれば、それに類するような特殊な技能を有する人たちというふうにしたいイメージが分かるんじゃないかと思うんですが。そういう表現の仕方が分かりやすいというふうに思います。

(事務局)

さきほどから各委員から、どうも専門ボランティアの意味が読みにくい、誤解されやすいというふうなご意見もございますので、ここは事務局のほうで検討します。ひとつは説明文の中で説明をしていくというやり方もありますし、この条文を見ていただく中で誤解が生まれるということであれば、持ち帰って表現の仕方について検討したいと思います。

(多賀谷委員)

今のお話、条文として分かりやすい、誤解を招かないというのはあると思うんですが、そういう仕組みづくりとか組織作りとかは別の問題でよろしいんですね。この条例の中でそういうことまで含んで考えるのかどうかということなんですがね。

(事務局)

条例づくりの大きい目的の中に枠組みを作るということを書いています。先ほどからご意見をいただいていますボランティアのことにつきましては、大きい枠組みをこの条例の中に落とし込むということでお伝えをしていきたいというふうに考えております。

(岡村会長)

今の 100 番のところ以外でご意見はありませんか。無ければ、先ほどの事務局のご提案のとおり、このボランティアも含めて、一般ボランティア専門ボランティアをもう少し分かりやすい内容の案をも



う一度検討するというところでよろしいでしょうか。

それでは、次の検討に移ります。第 8 章ですね。震災から復興を進めるに入ります。

(事務局)

資料 3 の 102 番になります。第 8 章、震災からの復興を進めるということで、復興についてはやりたいことを考えたうえで高知県としての定義を作ればよいと、もっと議論が必要だご意見をいただきました。もうちょっと汲み取って事務局の方で骨子案を修正するというのは難しいですので、検討会のほうでご議論いただきたいと思います。あわせて資料 2 のほうをご覧いただきたいと思いますが、ここで復興計画の策定のところを作成に変えております。一般的にも最近では策定ではなく作成という表現を使っていますので、表記を改めさせていただきたいと思います。

(多賀谷委員)

応急、復旧、復興という定義が理解できていないので、その辺がどうなっているのかというのが一点。それから、この 102 番は私が言ったんですけども、その定義にも関係するんですが、関連する人たちが、県民全員でしょうか、何をすることを復興と称するのかということによって、議論が違うのかなというふう感じますので、こんなことを書いてみたのですが、特に、公的にやろうとすることが色々あって、それを全部拾い上げるかどうかという大変な話。またそれを前もって予測することも大変な話だと思うんですが、ある程度議論の対象として限定したうえで議論したほうがやりやすいのかなと思いましたので。以上です。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。復旧、復興、その前に応急対策、時系列になっていると思うんですが、定義の問題、何かお考えがありましたら。

(事務局)

資料 2 の 8 ページなんですけど、第 6 章の「災害から命を救う」の第 1「応急活動と体制の整備」ということで、「県は、地震が発生したときは、防災関係機関と連携して」というところで、人命の救助、医療救護活動、消火活動、避難所の設置と運営、被災者への食料と飲料水の供給ということで列挙してこれは応急活動と表現をさせていただいています。つまり人命を救助するような時期にあるのが応急活動、被災を受けた方が避難所へ避難する、そういったふうが応急活動というステージわけをしています。一方、復旧については 9 ページの第 7 章「被災者の生活を支える」の第 1 の「復旧活動の実施」で、1 のところで「県は、地震が発生したときは、早期に被災者の生活が安定するよう、防災関係機関と連携して、被災者への情報提供、住宅の確保、保健衛生、心のケア、ライフラインや公共施設等の被災施設の復旧」とかこういったものを列挙させていただいています。当然、地震が起こった後、被災者の生活というのはかなり失われてしまうというふうなことがございますので、そういった部分をとりあえず取り戻すといった時期になってくると思います。これがいったい被災の何日目かといったことは定義があつてないようなもので、捉え方というのも各自自治体の対策の中では、たとえば応急期は、人命に関わる期間ということで、一番はずせないのは被災後 3 日間ということなるんですが、一週間くらいとったりということもあります。復旧期については、たとえば一週間から一ヶ月くらいとったりする場合があります。復興についてはこの第 8 章の中にもありますが、被災後早期に県民の生活再建や社会経済活動を再開できるようにといった復旧から復興に移ってくる中

で、本当の意味での再建をしていくといったこと。当然、応急から復旧、復興というのは時間経過、時間軸の中で移っていきますので、なかなか非常に難しいところはあります。

(岡村会長)

区切ることはなかなか難しい。また災害の規模によってはそれぞれが短くなったり長くなったりすることがありますので、人命救助をメインにする応急、ライフラインを中心とする復旧の段階、日常生活への復帰ということで復興段階。この 3 つの段階というのがほぼ共通の認識があるのではないかと思います。定義については必ずしも強く縛らなくてもいいですかね。ご意見いかがでしょうか。今県のほうで一応第 8 章で定義のようなものは書いてございますので、それを再度頭に入れて今後とも使わせてもらいます。他にございませんでしょうか。

(青木委員)

8 章は南海地震条例の想定をしているところからすると、検討会から意見が出たところからすると、条例のウェイトからすると貧弱ということが否めないんです。それは検討会に振られてきている部分でもあるので、いろんな震災の地震災害のところの経過をとると、もう一步踏み込んで書けないか。都市型とか、南海地震の津波の問題だとか、我々は岡村会長とかの話を受けながら、被害想定に対して、あまりにも抽象的で方向付けだけです。もうすこし南海地震が高知県に対して及ぼすであろう、または発生するであろう被害をもう少し特定して何か書き込めないだろうかと思えます。財政的負担がどうかは別として、住民との関わりとか、全体のバランスからすると貧弱というのは否めず、もう一步踏み込んだ、被害想定しているわりには、復興のところを書いていない。津波被害のところだとか、都市部、高知市だとか都市部で発生することと、山間部での高齢化、過疎化という地域での復興のあり方については、もうちょっと高知県の県土の全体像のところ踏み込んだ都市計画なり地域計画というのをもうちょっと用意できないのかなということも思っています。無いものねだりという発言になるかも知れませんが、それはほかの委員さんの意向を踏まえて、素材をこちらから提供しない限りは県の事務局のほうでは、なかなか担当課とやったり直ちにはできないと思うんですけど、復興の展望が開けて初めて地震対策の条例というふうになるのではないのでしょうか。

(岡村会長)

検討会で検討いただきたいと言書いてありますが、今おっしゃったように復興までに色々ありまして、日常生活に復帰するといっても、土地利用の問題であるとかあるいは道を広げるとか公園を作るだとか、結局われわれが検討しているのは次の南海地震しか考えていないかもしれませんが、大きく言えば、高知県は 100 年に一回必ず来る災害なんですね。だから終わった瞬間からもう次の 100 年というのを視野に入れていろんなことを考えていくということが本来の災害文化であろうと私は思います。で、その流れはまた踏襲される、同じであってはいけないんで、その流れの中でどういうふうな次の防災都市づくりを進めていくのかということベースの考えに入れていかないと、これで終わりではないと思うんですね。すみません、あまり抽象的な話で申し訳ない。

(西坂委員)

私もちょっとはっきりこの部分をこうしたらと提案できるような考えはまだまとまっていらないんですが、この復興対策の部分がちょっとぼんやりとしているなあと、必ず被害がでることを考えると、もう少しこう、私も同じように踏み込めたほうがいいなあとという感じはしています。復興計画の作成に当

たって、ということになっていますが、復興のあり方に合意形成を行うよう努めますと書いてありますが、この作成に県民がここの委員会と同じように参加できるような仕組みになっているかというようなあたりがちょっと読み込みにくいのかなと思いました。作成は県がされると思うんですが、そこに県民が十分に入っていけるような態勢が望まれると思いますし、そういうことが分かりやすく表現できたらと思います。あと、それぞれの地域性だったりとか、ビジョンというのはぜんぜん違ってくると思いますので、それぞれの地域にお住まいの方が、そのところどころでもっているビジョンを反映させるような復興計画であったり、復興のあり方というものを、システムとしてこういう表現できたらいいなと思いました。

(細川委員)

確かにこの震災の復興を進めるという部分については、今までの部分についてよりぐっと短いような気がいたしますし、やはり高知県としての定義をつくれればいいと思うということについては、私は本当に同感です。高知県には高知県の抱えている問題、起きたときにどういうふうにするのか、どんな人がいるのかということがまず第1にあげてこられますと、高知県というのは本当に高齢化が進んでいますので、そういった人たちをいかに守るのか、どんな方たちを守っていくべきなのかということについては、次の第 9 章の震災に強い人づくりや地域づくりを進めるということと大いに関わってくるのだと思います。だからこの 8 章の部分については今一度この検討会なりで検討することが大事ではないかと思ったり、もう少しきちんと高知県らしいもの、高知県としての定義というものをきちんと掲げたほうがいいのではないかと私は思います。

(岡村会長)

もう少し高知県の現状といえますか、高知県の置かれている地勢、地域的あるいは人口動態も含めて、海岸地域、山間地域、それから都市といったところに具体的に少し分けて書けるのであれば書いたほうがいいかなあというふうには思います。これも再度検討ということにいたしましょう。

(藤原委員)

今のお話にありましたように、神戸のことも考えれば、確かに起こってからの復興計画になると思うんですが、それ以前に災害に強い人づくり、地域づくりとして、この将来的なビジョンはある程度は考えられるのではないのでしょうか。ましてや高知県の海側、山側、ある意味極端に違う地域性を持っています。神戸よりはるかにそういう地域性というものが、いざ起こったときにも出てくる。であれば地域性を踏まえながらその被害想定をしながら地域地域でこういう委員会ではないですけどビジョンを煮詰めていく条例を作成して中にそういったものも含めてやっていけば、いざ起こったときに対策を練るうえでもそういったビジョンがある程度まとまっている、当然現実被害が違う部分が出てきても、ある程度できているもの、ビジョンができていないのとそうでないのとでは大きく時間的な差もあると思います。県民の意見を聴くといっても、そういうときにどれだけ聴けるのか。であれば、そういった地域のビジョン、意見をある程度とりまとめてビジョンをそのときに集約できていけば、もっとすばやい対策がされるのではないかと。それと同時に防災意識の地域においての高まりにも繋がっていくと思うので、こういったものをここに組み込めないかなと考えます。

(岡村会長)

ありがとうございます。それではこの第 8 章については、次回もう一度検討するというところでよろし

いでしょうか。色々意見がでましたので、われわれも含めてもうすこしここを考えてみます。

(土居委員)

第 8 章の復興ですが、復興には相当時間がかかる。そう簡単にできるものではないんですね。やはりひとつの復興という大きな考えていくと、それぞれの地域の人たちがどのような地域を作るかということを考える必要がありますので、ここでどうこうではなく、復興に関して、復興委員会とか、復興検討会とか役員会を作って、そこでビジョンを考えておく、ということが一番基礎になるんじゃないかと思います。だから大きな柱だけ作っておいて、復興に関してはこうしたメンバーがいて、何かから先にやるのかといったプライオリティの問題や、それぞれの地域で考える部分などを検討をする委員的・会議的なものを作ったほうがいいんじゃないかなという考えを持っています。

(事務局)

さきほど土居委員のほうから、地域のほうで検討会を作って、地域がどのように復興していくか検討する必要があるというふうなご意見をいただきましたが、実際に新潟中越の復興の際、小千谷市に見に行ったのですが、そのときには住民の方がワークショップに参加して、復興にあたって何が必要なかを皆で考えて知恵だしをして、当然それを全て同時期に実現するというのは難しいわけですので、何を優先して何を我慢するのかをその場で話し合いして、それをもとに市町村の復興委員会みたいところで復興計画を作成していく、という取り組みをしていると話を聞いています。実際にこれは県というよりは市町村になりますので、そういった意味で市町村の中には地域地域でそういった地域の復興を考える組織ができて、その中でそれを吸い上げて市町村の計画を作る。県はというと、県全体を復興するための大きいビジョンであるとか、市町村の復興計画を踏まえた計画ということになるかと思います。この条例の中で、さきほど土居委員からご提案のあった内容を組み込むのは若干難しいと思って聞かせていただいたところです。

それから、復興に関しては都市計画の部分も被災市街地の復興特別措置法というものがありまして、その規定によって区域を定めるのも市町村であるというふうになっています。どういうふうに都市計画の中で復興していくのか、計画づくりは市町村が主体となっていますので、県の条例の中で市町村の役割まで書いて難しいといったことがあります。ただ、抽象的だというご意見をいただきましたので、ここについては、骨子の案を作るなかでも、いかに表現できるのかを議論したんですが、やはり具体的な内容をここに書いていくには現状では議論ができていないということと、県民の皆様にご意見をいただくことになってくると思いますので、決め付けて、ここへこういう復興をしていくんだということを書くのがいいのかどうかということもあり、抽象的かもしれませんが、復興のあり方については県民の方と十分協議をして合意形成に努めると、その前段に当たっては雇用の確保や住宅の確保、コミュニティの維持、こういったことが過去震災の被害を受けたところにおいては重要だといったことこの部分についての方向性を書かせていただいています。

(岡村会長)

骨子案については県内 10 箇所意見交換会をするということなので、そのときに地域のほうから問題がでてくると思うので、今日のところはこれで一旦保留にさせていただきたいと思います。

休憩

(岡村会長)

それでは第8章につきましてはご意見頂きましたのでもう少し内容を検討するというのでいきたいと思います。これからは第9章に移っていきたいと思いますが震災に強い人や地域づくりを進めるということです。事務局からの説明を御願いたします。

(事務局)

資料3で6ページになります。それから資料2につきましては10ページになります。

まず、103番についてご説明をさせていただきます。第一の県民の備えの中で次の備えをするよう努めなければならないという事で、いくつか県民の備えを列挙させて頂いているのですが、その中で応急手当に関する技術の習得ということを追加してはどうかというふうなことでこれは、個人への応急手当の技術習得の講習なんかも消防機関で行われているということですので、(5)に応急手当に関する技術の習得を入れたいというふうに考えています。

次に104番になります。これが(5)という事で旧の番号の見え消しをしている(5)になりますが、食料、飲料水、医薬品等の部分に簡易トイレを入れることはできないか、というふうなご意見です。これについては(5)の中に生活必需品を加えたいと考えています。食料、飲料水、生活必需品等の備蓄と医薬品等の確保とさせていただきます。尚、簡易トイレについては生活必需品の1つとなりますので、解説文の中でトイレということを生生活必需品の1つとして簡易トイレがあるということに記載したいと考えております。

次に105になります。資料2では11ページに移ります。第2の事業者の備えのところになるんですが、ご意見としては、個人事業者の備えの1つとして、地震発生時に農地や漁業施設等の被害が少ないようにすることも重要であるので入れてはどうか、というご意見です。これについては農地や漁業施設については農業や漁業従事者が事業を継続するために守るべき重要な資産というふうに考えますが、その対象になるものにつきましては業種ごとに違ってくるため、骨子案に具体的に書き込むと、業種を限定してしまうことになるためそれぞれの事業者が事業継続計画を作成する中で必要な資産を守るための対策を行っていくべきと考えています。そうしたことから、この第2の(6)が消えて7になってるんですが、事業継続計画の作成とその備えと修正をさせて頂いております。

次に106になります。第2の2のところになりますが、事業者は地域の自主防災組織等が実施する防災訓練その他の地震防災活動と連携するよう努めるものとしますということで、ここではこういった取り組みというものは努めなければいけませんというほうがいいんじゃないか、というご意見を頂いています。これについては、この項目は、原則や方針を示す規定として記載をさせて頂いておりますので、そのままの表現に努めるものとしますという表現にさせて頂きたいと考えております。

次に107になります。(6)のところで(6)は消え、新しい番号で(7)になりますが、事業継続計画BCPっていうのを具体的に例示してはどうか、というご意見です。これについては骨子案でBCPをわかりやすく表現するのは非常に難しいですので解説文の中で説明を加えたいと考えております。

次に108になります。この事業者の備えの中に、漁船、プレジャーボート等の係留における津波安全対策及び燃料の火災対策が追加できないかというご意見です。それと合わせて事業者の備えとして(2)に有害物、可燃物を追加してはどうかというご意見を頂いております。これについては事業者の備えとして(8)になりますが、木材や船舶等の流出や危険物の漏出等、地震発生時に人の生命身体に被害を与えないための適切な管理というものを新たに追加したいと考えています。

次に110番になります。ここでも事業計画についてのご意見ですが、事業継続計画の作成と書いた時にいつまでに作る必要があるかや、どういうサポートがあるかといった事を記載が必要では

ないかということ、それから同じく 111 番に、事業継続計画の作成への相談、援助などを規定してはどうかというご意見を頂いております。これに対しては、事業継続計画の作成へのサポートについては、現状では骨子案の中に具体的に記載することが難しいため、第 9 章の第 8 の 1、これは資料 2 の 14 ページの一番上になりますが、地震防災に関する広報活動の実施ということで相談体制の整備、これを追加でいれておりますが、この相談体制の整備を追加し実際にどのような体制にするかは今後対策の中で検討するといったことにさせて頂きたいと思っております。事業継続計画の作成については骨子案で努力規定としておりますので、いつまでに作る必要があるかっていうふうなご意見に対してはある期限迄に作成を求めるといったのは困難だと考えております。

次に資料 2 の 11 ページに戻って頂きたいのですが、112 番のご意見なんですが、(5)事業所の地震活動については、防災活動と表現してはどうかというご意見がありましたので地震活動を防災活動というふうに修正をさせて頂いております。

113 番になります。(7)の事業の継続については、継続だという事なんですが、実際には現実的には早期再開ではないかというふうなご意見、それから 114 番で事業の継続を行なう為に必要となる備えは、(6)の事業継続計画の事なので不要ではないかというご意見を頂いております。これについては、事業継続計画は、事業の継続だけではなく、中断する場合に、早期に再開できるように作成するものである。その意味からも、ご意見のあった事業の継続は、早期再開も含めて、事業継続計画と一体で記載することが適当と思われるため、(7)の事業の継続を行なうために必要な備えという表現を生命、身体を守るために必要な備えというふうに修正して、併せて(6)については事業継続計画の作成と必要な備えというふうに修正させて頂きたいと考えております。

次に資料 3 について 7 ページに移ります。115 番になります。ここからは資料 2 では第 3 の自主防災組織の活動の推進という項目に入ります。この 1 の 1 行目にあたりますが、県民は、その居住する地域において自主防災組織を結成し、積極的に活動に参加するように努めなければならないと書いてありますが、この自主防災活動ではその地域のすべての人がスタッフではないと思うので、参加・協力と、協力を入れたほうが良いのではないかというご意見です。対応については、各地域で、南海地震への備えを進めていくためには、すべての地域で、すべての住民の参加のもとに、自主防災組織を結成し、活動していくことが必要であるから、主体的な意味から参加という記載をさせて頂いております。

次に 116 番になります。資料 2 では 12 ページに移ります。4 のところで自主防災組織は、活動を活性化するためと書いてありますが、この項目については、活性化及び継続をさせていくためと修正してはどうかというご意見が出されております。これにつきましては、活動の活性化という言葉は、継続することにより実現することから、そのままの表現とさせて頂きたいと考えています。

次に、117 番になります。全体的な意見で、条例のなかで、自主防災組織にどこまで、どのように規定できるのか、慎重に検討したいということで、自主防災組織の活動についていろんな形でいろんな項目を、ここに列挙しているのですが、それについてどこまで規定できるのか、検討したほうがいいのではないかという事ですので、これについては検討会のほうでご検討頂きたいと思っております。

次に、災害時要援護者への支援のほうに入ります。災害時要援護者に関する部分というのが 118 番から 122 番のほうで意見があっております。この 118 番から 122 番をご説明させていただく前に、骨子の体系の所でもご意見が出されておりますのでそちらを先にご説明させて頂きたいと思っております。資料 3 の 1 ページの中ほどに 11、12、13 とありますが、この骨子の体系についてということなんですが、資料 1 の骨子の体系の部分と併せてご覧頂きたいです。11 の所でご意見として社会的弱者、要援護者の方たちの部分を第 9 章にまとめて表現するのか、それとも、それぞれの章の災

害事象ごとに入れていくのか。これは前回の検討会でもご意見のあった部分ですが、揺れ、津波、火災、土砂災害それぞれの項目の中に災害時要援護者の表現を入れていく事が必要かどうかといった趣旨のご意見です。それから 12 番については、健常者ばかりの話でくくっているような感じがするので、災害時要援護者の方に対しての文言がもうちょっと欲しいというような感じがするというふうなご意見を頂いています。これに対しては、災害時要援護者の個々の特性によって、地震発生時に必要とする支援の内容が違い、また、地域の実情によっても、支援できることが違うため、一律に規定することは困難であることから、災害事象ごとには規定しておりません。第 9 章のなかで、新たに規定すべき内容があれば具体的にご指示頂きたいという事で、一定の必要な項目は入れているつもりですが、まだ十分でないということであれば、ご検討いただきたいと思います。それから 13 の所で条例の特徴にもなると思うので、要援護者に関する生命、身体を守るための対策項目は別途、章立てにしてはどうかというふうなご意見が出ています。これについては、災害時要援護者の命を守るためには、地域での支え合いの仕組みづくりを進めていくことが重要であり、その意味からも、第 9 章の震災に強い人や地域づくりを進めるという章でまとめることが、適当ではないかと考えています。ただ、ここでは複数の条で災害時要援護者の部分を構成しており、非常に分かりにくいと思いますので、第 9 章の中に災害時要援護者への支援等という節を設けたいということで、資料 1 の第 9 章の第 2 節になります。ここで第 5、第 6、第 7 という事で災害時要援護者との関係がございしますが、それを第 2 節として災害時要援護者への支援等という事で節を新たに設けたいと考えます。その関係で第 9 章の中に第 1 節地域防災力の強化、それから第 3 節地震防災に関する知識の普及、人材育成等という事であらたに節を設けて同類の内容を節にまとめております。

それからあと先程ご説明させて頂いたところに戻りますが、資料 3 の 7 ページに戻ります。ここでは第 2 節の災害時要援護者への支援等というところになります。

118 番についてですが、自主防災組織等の規定で要援護者の把握に努めるとあるのは管理的しくみに見えるので、要援護者の求めの観点から規定するべきであろう。単身の場合と、そうでない場合とで異なるのではないかと、というふうな事でこの第 2 節の表現の中で自主防災組織に災害時要援護者の把握に努めると書くのはいかがなものであろうかというご意見を頂いています。これについても検討会のほうでご議論頂きたいと思います。

119 番に移ります。資料 2 で 13 ページのほうになります。第 6 の災害時要援護者の情報の把握と管理というところになります。この 3 番についてということなのですが、119 のご意見で個人情報に関しては、管理や提供以外にも気をつけなければならない点があると、自主防組織等、役員や組織規定があるところは、高知県個人情報保護条例の事業者の規定が係ってくるので、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針が適用できるというふうには、これは県の担当課の方からの意見という事に成りますので、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針については、今日追加資料ということでお配りをさせて頂いております。そちらの方を見て頂きたいのですが、これが高知県の個人情報保護条例に基づいて出された指針になります。ここで、第 2 の対象とする個人情報の 3 のところで、この指針において事業者とは法人その他の団体及び事業を営む個人をいう、と書いてありますが、その他の団体のところの定義なんです、自治会とか商店会とか消費者団体など法人格はないが、団体の規約を有し且つ代表者の定めのあるものとされているもので、例えば自主防災組織なんかはこのその他の団体に含まれるというふうに考えられますので、自主防災組織が扱う個人情報についてもこの事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべきこの指針に該当するというふうなことになりますので、この骨子案についてはこちらの方を入れていくということで修正をさせて頂いております。

次に資料3の120の説明をさせていただきます。ここでは第7の災害時要援護者が利用する施設の安全確保という項目についてご意見を頂いております。骨子案の内容についてはこれでいいが、災害時要援護者は施設利用をしている人も多くいるので施設にいる要援護者について第4の災害時要援護者への啓発や支援、それから第5の災害時要援護者の情報の把握と管理、こういった内容が、どう関連するのかを考える必要があるというご意見を頂いております。これについては基本的には第4や第5といった問題は、災害時要援護者が利用される設置者が考えるべき問題だと考えていますが、災害時要援護者に関わる者がどのような役割を果たし、互いに連携して取り組んでいくかについては、今後、要援護者対策や地域の取り組みの中で考えていくべきことだと考えています。骨子案の中で具体的に盛り込む項目があれば検討会でご検討頂きたいと考えております。

それから121になります。同じく第7のところでのご意見ですが地域住民が、耐震性の高い入所施設に避難するケースも考えられるが、サービス再開に大きく影響する問題だのご意見を頂いております。これについては、地域住民が社会福祉施設等に避難すれば入所者の対応やサービス再開に影響することもあると思うが、どのようにするかは地域の実情も踏まえて施設管理者と自主防災組織等が、話し合っただけでルールを決める問題で骨子案の中で一律に扱うということは困難だというふうに考えております。

次に122になります。同じく第7のところでのご意見です。災害時要援護者が利用する施設は、社会福祉施設以外にもあり、こうした施設では利用者の安全確保を図る必要があるのではないかとというふうな庁内での関係課の意見がありましたので、ここについては表現を修正しています。以前は社会福祉施設ということで限定をしていたのですが、障害者施設、高齢者施設、医療機関、学校その他の災害時要援護者が、利用する施設の管理者はというふうに修正をさせて頂いております。それに伴ってこの第7の見出しについても災害時要援護者が利用する施設の安全確保というふうに修正をさせて頂いております。

それから、123になります。ここからは、第8の防災教育の推進の項目に入ってきます。防災教育については、世代継承と防災文化の拠点という意味でも具体的コンセプトを提案するべきではないかというご意見です。これについてもこれを踏まえて事務局のほうでご試案を修正するというのはちょっと難しいですので、検討会のほうでもう少し検討頂きたいと思っております。

それから124になります。防災教育については、一時的なものではないので推進、継続という表現がいいのではないかとというふうなご意見です。これについては条例に記載があるかぎり推進を続けていくという事で、あえて継続という言葉を入れる必要はないのではないかと考えています。

それから、125になります。ここでは13ページの第8のところでは、県は、幼児、児童、生徒、学生等がというところで右消しの線を引いているのですが、この趣旨としましてはこれまでこの骨子案を考えていく中で小中学校や保育所の設置者というのは市町村という場合が多いので市町村が、主語となる事を条例に書くことはなかなか難しいのではないかとというふうな考え方の中で、県を主語として支援に努めますという表現にしていたのですが、担当課と打ち合わせをしていく中で、学校や保育所は、市町村固有の事務ではないため、公立の学校や保育所が多いからといって、防災教育を行う規定に対して、主語になりえないわけではないので、内容を全面的に見直すという事で、ここにありますように、1として学校、保育所の設置、管理者はこれを主語として努めなければならないという表現をしています。2として県は、学校や保育所において、地震防災に関する教育が推進されるように支援に努めますという事で今までの表現を1と2に書き分ける様な形で修正させて頂きたいというふうに考えています。

それから126になります。ここでは第9の県の広報や情報提供のところになってきます。この情報



提供する項目として、揺れ、津波、液状化、土砂災害、地盤沈下等としているが、揺れ、液状化エリアの特定は、地震動や津波の推定より簡単にできるという事なんです、土砂災害危険箇所は、データ不足で、また、地盤沈下の特定は全く研究されていないという事で、内容の変更が必要ではないかというご意見です。これについては、情報の提供というふうな事の情報の意味として、骨子のなかでは具体的なハザートマップだけを提供するという事でなく、過去の被害事例とか災害の特性であるとか、災害発生時の非難行動等を情報という意味合いで幅広く考えておりますので、修正をしていないという事です。

次に、127 になります。資料 2 では 14 ページになります。第 10 の人材の育成や活用のところになります。ここの人材の育成や活用の為の連携の相手方について市町村等と書いてあるんですが、実際には行政機関以外の民間の団体の力なんかも当然必要だということで、具体的に社会貢献活動団体というふうな項目をここに明記させていただいております。

次に、128 になります。この 128 については、ちょっと戻って頂いて資料 2 の 12 ページの 4 に移っております。これについては、先ほどもご説明させて頂きましたが、災害時要援護者の部分で、節毎に表記した関係がありまして、ここでは地域防災力の強化という節で県民の備え、事業者の備え、自主防災組織の活動の推進、そして第 4 の南海地震対策推進週間ということで同じ項目で表現をさせて頂いております。そのためにこの部分が 12 ページのほうに移しております。この 128 についてですが、推進週間には、第 9 章第 3, 4 にあるような、自主防災組織が、ほかの組織などと連携するための活動をする事、意味付けることで、より成熟した組織を目指すための週間とするのはどうかということで、この第 9 章第 3, 4 というのは自主防災組織が、活動を活性化するためにいろんな組織と連携を努めるというふうなことをかいているところなんです、こういったこともこの推進週間のなかでやっていくということを位置づける必要があるのではないかというご趣旨のご意見です。これについては、連携のための活動というのは日常的に行うことが望ましいことから、推進週間の行うべき事項としては位置づけていない。ただ、実際の活動としては、推進週間内に、自主防災組織が複数集まって交流するという事や、先行事例の研修会を行うことなど有り得ますので、各地域で創意工夫して取り組んで頂くことが必要だというふうに考えております。

次に、129 になります。南海地震対策の担い手として自主防災組織は重要なので、自主防災組織を南海地震対策の推進週間に取り組みする主体として記載してはどうかと庁内で意見が出ています。これについては、ちょっと見難いですが第 4 のところの二重アンダーラインのところ 129 と番号を振っていますが、そこに自主防災組織というのを表記しています。2 の項目でも同じく自主防災組織と表記させて頂いております。

この第 9 章についての説明は以上です。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。防災に関する仕組み作りの部分になりますが、ただいま説明させて頂きましたが、非常に多岐に渡りますので、まずこの検討会での検討が必要と投げかけられております 117、118、123 についてまず突破口としてこちらから進めたいと思います。

(土居委員)

この 9 章の頭の部分で震災に強い人という言葉でくくっていますが、これを人づくりという言葉を入れたほうが良いんじゃないかという感じを持っています。それがまず一点。二点目ですが 103 の県民の備えの応急手当に関する技術の習得ですが、この習得というのは非常にむずかしい、相当

時間を掛けないといけない部分なので終了という言葉でもいいんじゃないか。その横に防災機関と断定していますがこれはちょっとまずいのではないか。赤十字も医師会もやっていますし、色んな組織がこれをやっていますので、これをひとつに括るのはちょっとまずいのではないかというふうに感じております。

(岡村会長)

意見を頂いております自主防災組織をどこまでどのように規定するのかという事で、そのあり方について説明を御願いたいと思います。

(青木副会長)

117,118 のところは私が検討会の中で何度か意見を出していた部分と資料 3 のところの冒頭の 7 です。要は全体を見渡した時に自助、共助、公助という区分があってその内の共助とは何かということが自分の中でよく分からないです。前にも事務局と理解がくいちがう例で出したのが、ブロック塀が倒れるのでブロック塀をきちんと直さないと人命にも危ないというのが、僕は共助ではないのかと思っているのです。けれど事務局はあれは自助なんです。先ほど岡村会長も言われましたが自助、共助だとかそういうのを県民が読んで自助としてこういう事をしなくてはいけない、共助としてはこういうものだというところが、すっきりと全部できないといけないと思うんです。応急、復旧とステージごとの違いと似ています。だけでも大まかにはやっぱりはっきりさせたほうがいいんじゃないかというのが一点。でそういう意味では、この条例では共助イコール自主防災組織に参加する事になっています。共助が得られる前提なんですよというスタイルに書かれている様に受け取られかねない。先ほどの様な自主防災というのに抵抗を感じている人が相当いるだろうと思うんです。要するに、自主防災に機械的に取りこまれていったんですという事に意外と抵抗する。それは昔の戦前のような隣組制度じゃないけれどそういうのでいやだということもあるし、都市部であれば隣近所とそういう形でみんな見られるということに対する抵抗感もあると思うんです。そういうのを含めて、田舎で自主防災組織という組織自身が持てないような地域の場合、高齢者が多くてですね。そういう場合には自主防災というか幾つかの災害とか地震とかの本を読んで、どういう形で出てきた言葉だろうかという、阪神大震災で私が読んだ社会学とか幾つかの本だと、相互救助、支援という言葉が必要で、そういう備えが必要だったという言い方をしているのが何冊かあって、途中から徐々に行政が自主防災組織というふう置き換えてきているようです。自主防災というよりは自分が行政やボランティアとも違って自分が自ら相互救助、支援ができるというネットワークというか備えを出来るというものを自主防災というのではないかという事です。組織に行くにはもうワンクッション、組織が自主防災にしたら対策がかなり十分なのかという、私はそうではないというのと、個人情報例も出ていますので先ほど拘った所の、個人情報を自主防災組織が集めるという形というのは、把握に努めるという規定に拘ったりというあたりのところで思うのは、要するに自主防災組織というのが前にも検討会でこれも例に出しましたけれども、自主防災で責任者になった人が、じゃ自分が被害にあって助けられないかもしれないということも考えられる。自主防災組織という組織の責任者が助けられないという状態がかなり阪神なんかにもある訳だから、そういう意味からいうと自主防災組織が責任を負うという仕組みがあんまり一人歩きするのは良くないんじゃないかと思います。だからもうワンクッション自主じゃない自助の延長線上に相互救済支援みたいなのがあって、そのひとつの有力な方法として自主防災普及の備えだとかで言えば、自主防災組織というのが備えの段階では意外と役立つかもしれないけど、その場になった時に応急段階と発災時になった時に自主防災組織がその

責任を自助でやりなさいといいつつ、出来るのかなという事を疑問に思って、自主防災組織の参加率を上げる事、組織率を上げる事だけではいけないんじゃないか。その前提に自助と繋がるどころがもうちょっとあっていいんじゃないかという事で、定義化されているので色んなところでも書かれているのがあります。だけど国の防災白書を読んだりすると、やっぱり自主防災組織までは一気にいってなくて、自主防というのをどうするかという事は書いているんですが、それをだからちょっともう一工夫入れられないかというのが私がここで出している疑問です。

(岡村会長)

ただいまのご意見も踏まえて如何でしょうか。

(武市委員)

今の青木先生のお話を伺った中で同じ疑問があったのが、第2節の第6の災害時要援護者の情報の把握と管理で、自主防災組織等が情報の把握と管理に努めるというふうな感じに、この章ではそれがすごく表面的に出ている様な気がしまして、そこまで自主防災組織に災害時要援護者の情報の把握と管理を任せていいのかというところがあります。確かに地域で支えていく為には自主防の方に委ねないといけないんですけど、ここで情報の把握と管理というこの文書だけを見るとそこまで責任を設けるのか。それかその上にちょうどある3番に県は、地震が発生したときは、防災関係機関等と連携して、災害時要援護者が必要とする情報を提供するという文書を書いているんですけど、その文書を6番のところを持って来られないのかなという事が思いました。後もう一つ自主防災組織等と書かれているのですが、この等というのはどこまでなのかなということを事務局に伺いたいと思います。まだあるのですが、ここで抑えておきます。

(岡村会長)

今の質問よろしいですか。自主防災組織等との等にはどのような内容が含まれるのか。

(事務局)

第6の1行目のところの自主防災組織等とはの等の内容ということですが、当然、災害時要援護者を支援するにあたって、日頃から誰が地域の災害時要援護者の把握をして、その支えをしていくのかという事になるかと思うのですが、一つは自主防災組織と表記しているのですが、後は地域の中で支援をする方、保健福祉関係者であったりいろんな方がいらっしゃいますので、そこを等とまとめて表現しています。自主防災組織だけがという事ではないんですけど、そこは色んな機関と連携して支え合いの仕組みづくり、ネットワークづくりをしていくというふうに取り組んでいる訳ですから、そういう意味でここで等を入れているところです。それから後3のところ自主防災組織について、集めた把握した情報の管理の部分でちょっと厳しすぎるのではというご意見もあったようですが、当然、自主防災組織が、地域の要援護者の状況を把握する中で、やはり把握する仕方として個人の方が手を上げて災害時には支援を求めますという場合も当然あるかと思いますが、地域地域である程度色んな形で要援護者の情報を掴むということになりますが、やはり自主防災組織が、提供された情報というのはしっかりと管理をする必要があるのかなと、要は情報の流失だとかそういった部分については、やはり個人情報保護の中で指針が示されておりますので、それを踏まえて適正に管理をして頂きたいという意味でこの様に書いてあります。自主防災組織が扱う個人情報の管理については、これまでの検討会の議論の中でもしっかりと管理する必要があるんじゃないかとい

うふうな議論が、確か以前の検討会であったと思いますので、それを受けて個人情報保護条例の中での指針に基づいてという事で表現させて頂いています。

(岡村会長)

むしろ自主防災組織が、要援護者支援がという結び付け方がちょっとという感じではないかと思うんですが。日頃からいろいろ関係されている方がいらっしゃる訳で、むしろそういう方が突然自主防災組織イコールというかそれが直接関わって来るという事に対して、あるいは等じゃなくてももう少し具体的に書いたほうが良いという事になんてでしょうか。

(武市委員)

そうです。自主防災組織だけが表面に出ているので、やはり要援護者の方は、先ほど事務局の方が言われた様に、保険とか福祉とかそれぞれの機関からも色んな情報で、自分の事をたぶん知ってくれているというイメージがあるんですね。だからこの 2 番の中に自分の必要な情報は、自分で自主的に手を上げて提供するという事は、すごくこの 2 番の中でも良いので、これだと地域の方が、自分の事を知ってくれているのは当たり前という意識がすごくあって、且つ知られたらいやだなという変な意識がやっぱりあるんですね。だから保険とか福祉とかは、必然的に色んな手帳とかそういうものを持っていますので、保険とか福祉の分野とか日頃自分達が利用している福祉施設には、自分達の情報は流れていると思っているので、この等という中で、今事務局が説明してくれた様にそれも出して欲しいなという意味合いもあります。

(事務局)

こちらの方は、当初この情報を提供された者という文言であったものを、いまここへ直して入れた時、その 13 ページの第 6 の 3 とところで、災害時要援護者の情報を提供された者は、提供された情報を適切に管理し、提供された目的以外に利用してはいけませんというのを消しまして、それを自主防災組織等とはという主語に置き直しています。実は、災害時要援護者の情報を提供された者と出来ればいいのですが、者のその後個人情報保護条例に拠って個人情報を取り扱う事業者、事業者というのは、実は任意の団体まで入るのですが、準拠すべき指針というのがもう告示で実は高知県にありまして、そういうところは組織の団体の規約があったり、代表の定めがあるものや法人人格のあるところは、事業者が個人情報を取り扱う際の指針という本日お配りした指針に基づいて、個人情報を取り扱わなければいけないという決まりがあります。この告示が、実は守らなければいけない団体達が、法人その他の団体、事業を営む個人を言います。この法人その他の団体に自主防は、実は例示の一つで入っていましたので、そのことをはっきりさせようと自主防が、今災害時要援護者の情報を把握している現状がもう始まっていますので、実はそれには決まりが前からあったのですよという事をはっきり分かるように書こうと思って、例示の一つに書いてしまった訳です。提供された人の中には、一個人と信頼関係が個人的にある為に、一個人で情報を渡されている事については、個人情報保護条例の告示の中身はかかって来ないのですが、信用されて渡されているので、輕輕に指針に従うとか従わないかじゃなく、信頼関係においてその方の情報は口硬く漏らさないだろうということで、別にその指針は、個人に個人的に渡されている部分には指針をかける必要がないだろうと、条例としては、個人情報保護条例の言っている事業者、法人やその他の団体及び事業を営む事業者という人達はであって、災害時要援護者から情報を渡された者は、指針があるのでその指針に基づいてちゃんと適正に管理してくださいよという事をいいたかったわけです。

その一つ手前に自主防災組織が、前の 12 ページの 2 項の 6 号の中に、災害時要援護者の把握と避難のための仕組みづくりということが活動の一つに書かれています。今現在本当に把握をしている自主防がありますから色々定義を回りもって書くよりは、自主防災組織等という主語で置き換えたわけです。それが今、自主防災組織だけが、災害時要援護者の情報を集める主人公だ、というような感じに読まれると逆に作った側の意図ではないので修正する必要があるかと思えます。

(上田副会長)

自主防災組織の位置づけについて青木先生からご意見ができました。青木先生の懸念はよく分かるのですが、例えば戦前の五人組とか隣組とか、そういった行政と住民の間に立って行政側に立っているような役割をしたと、それが悪用されたとかというような指摘もあることが念頭にあるんだと思うんです。ただ今回この自主防災組織というのは、行政が主導的に作ったという事ではなく、住民の中から自分達の命は自分たちで守る、地域の安全は地域で守るという、そういう発想からきております。元々の趣旨はそういうことだという様に私は理解しております。それから規定の中で自主防災組織が、突出して出てくるという問題から懸念も広がっているようでございますが、どこかが、自分たちを自助であったり、共助であったりする役割を担わなければいけないということが現実にありますよね。それをするのが現実的にもやはり自主防災組織でないかというふうに考えております。ただ自主防災組織が、要援護者との関連で見ても信頼関係があるかという、組織があるから信頼関係があるんじゃないかと、人間関係の中で信頼が生まれるのが基本ですから、そこは自主防災組織を育てるといふ中身が非常に大事になってきます。と申しますのは、要援護者が手を上げて、どうぞ私を助けてください、なんかあった時は宜しく御願いますと言って来た時に、個人データを、本当は多分どこの組織も管理という形では資料化したくないかもわかりませんよね。個人情報保護のきちっとした管理体制がなければいけませんからね。事務局があつて鍵のかかる金庫があつてという責任が出来ますからね。本当は緩やかな感じで頭の中で把握しておけば一番いいんですけど、それだけでは十分な手助けが出来ないとなれば、なんらかの仕組みをきちっと作って、管理という表現は何となく嫌な気がしますけど、一応責任を持ってみななければいけないというようなことを考えております。あまり現実的な対応と理論的な考え方をあまり突き詰めていくと、なかなか理念であったり信念であったり思想であったりしますのでその辺はある程度の譲り合いみたいなところで進めていかないかんじゃないかという思いがしております。以上です。

(藤原委員)

ちょっと戻るような感じもあるんですが、自主防災組織を改めて考えた中に、自分が資料 3 の 7 ページ 115 番を書かせてもらったのですが、すべての人がスタッフではないと言い方をしましたけど、自主防災組織というイメージ的にも又、文言にも見れば、積極的に活動に参加するよう努めなければなりませんと県民は全て、そうなった場合にいわゆる実行部隊、動ける人、というイメージがすごくあるんですね。で逆に例えば、災害時要援護者等に関したら福祉施設、まあ、福祉だけではないですが、施設に利用している人、又入所してる人は、組織に入りえるのかどうか、表向きには入るんだろうけど、でも自分たちは動けないよ、そういう人でもいいんだよというものが、もっと浸透していればいいのですが、今の文言にしる色々聞く中ではやっぱり動ける人がスタッフであると、例えば、地域の子供達もそうでしょうし、全ての人間がといいながら果たして全てを網羅して動ける人と、実際動けないけれども逆に要援護者なんだと、そういうさび分けを防災組織の中で出来ればいいのじゃないけれども、現状はそうでないような気がします。その辺をどう県民に理解してもらえるか

で、自主防災組織の結成も変わってくるだろうし自分はその地域にいるけれども自分が入っているか入っていないか分からんという方もいらっしゃるだろうし、自分は動けませんよ、だからスタッフじゃないですよ、という人もいるかもしれない、そういった意味で参加・協力という言葉を使ったんですけども、その辺が曖昧なところは実はまだまだあるのかなと、という感じがします。

(上田副会長)

私の捉え方が、自主防災組織に参加するというのは組織の中に組み込まれるという意味ではなくして、自主防災組織、例えば 50 人なら 50 人の動ける人がおって、主な人がおって活動しますよね。その町内のエリアの中に居住する方が、全ての住民ですよ。自主防災組織に参加するのは例えば、避難訓練とか活動に参加しましょうと、自分達のためにしましょうと、こういう意味の参加だというふうに捉えているんです。だからもちろん活動できる分は活動したらいいし、要援護者は要援護者としての立場で、訓練とか色々な意識の啓発活動にも参加できる範囲で参加すればいいと、そういう捉え方をしているんですけど、この表現の意味について私は、そのようにしております。だから物理的にも意識的にも不可能を強いるということではできませんのでね、ただ、考え方としてはそうじゃないかと思っております。

(藤原委員)

基本的な考え方は、確かにそうだと思うからこそ自分らの活動も自防というものを一緒にというふうに考えるのですが、その辺を何かこのもうちょっと、明言というか、そういう人達も全部をくくったのが組織であって、そういうものがあれば、皆をきちんと網羅している組織なんだからこそ、情報を管理という言葉はどう受け止められるかでしょうが、でもやはり責任を持った取り扱いが、必要ですからそういう方々の全てを網羅しているということが、もう少し分かりやすく県民の方に、地域の方にも分かるような形が必要じゃないかなと考えます。

(武市委員)

すいません。さっき私が言いたかった事は、災害時要援護者の情報把握管理のところ、自主防の情報は情報で置いておく、自主防災組織というのは、住民が作った組織であるという意味があるので、県と住民が協力して皆の情報を守っていくんだよ、という意味を条例に残したいので、この 6 のところの 1, 2, 3, これにプラスして県は、この情報を防災関係機関に提供してるんですよという文言をここのところに入れて欲しいという希望なんです。それを言いたかったのです。

(土居委員)

結局、いかに減災するかという事が願いなんですね。減災する為には自分の家庭からまず守っていく、そしてそこから余力があれば隣近所と流れていく。そこにそれぞれのリーダー・指導者がいて、その指導者が、災害に対しての生き残る手段のために、どうあるべきかという事を普及していく必要がある。それが何らかの組織となっていますけれども、それぞれの考え方の中にそれが根付いていくということをやはり人作りじゃないけれども、教育といいますか、一つの伝達をする組織というものがあれば、減災に繋がるんじゃないかなということを感じるんですよ。そこで名前にとらわれるんでなくてやはり、地域、自分の家は自分で守る、家族は自分で守る、そして地域は自分たちで守るという、そのところをもう少し前に出すべきではないかという感じを持っておりますけども。

(岡村会長)

青木委員と土居委員の意見は、かなり違いがないんじゃないかと思うんですけど、個人が助かる、助けられるという関係、その相互依存の結びつきのネットワークの中で、共助が始めて出てくる、その中の一つに自主防災組織もある、自主防災組織イコール共助じゃないだろう、ということなんですけど、その付近のもう一度自主防災組織というイメージが、必ずしも一致していないし、ちょっと広がり危惧を持っている方もいらっしゃる、ただ一方からすると 3 割ぐらいしか出来ていない、何故出来ていないかっていうと、やっぱりそこに何かバリアがある。入りにくい。それが何なのかっていうことをやはり問い詰めておかないとなかなか次に、本当の意味で個人を助ける組織にもならないということが出てきてしまうので、やはり工夫が必要だと思うんです。いまここでいろいろ意見を頂きましたので、幾つかの対応案が出来ると思うのですが、他にご意見ございますか。半田さん、ネットワークという意味で自主防災組織あるいは共助の部分との関わりをどのように今考えておりますか。

(土居委員)

アンケートを取り始めて 4 年目になるのですが、平成 18 年度の集計が出ました。高知県下県民、県下各地の約 3000 名弱に対してアンケートを取って答えが出たんです。言える事が何かというと、やはり変わってないんですよ。本当に意識的なものが変わっているかということあんまり変わっていない。という事は何かという事なんです。我々はしなきゃいけない、しなきゃいけないと言ってこうやっているんだけど、どうしてもやはり我々の力不足という事を感じているのですが、関心を持って貰うという部分で、そこにやはり地域の人づくり、行き着くところは、条例に人づくりというところの防災人づくりという部分を、やはりしっかり位置付けないとなかなか地域では広がっていかないという事を痛切に思っております。そういう状態ですので、条例の中になにかその辺りを発揮したものを位置付ける必要があるんじゃないかなという感じを持っております。

(岡村会長)

今言われたことはこの章の防災教育のところにも関わって来ます。123 番ですね。防災教育の世代継承という事で、具体的コンセプトをきちんと提案しておかないと、長続きしないと、防災組織をまず作るの大事だけれども、それがもう頭打ちになってきていて現実には、何が足りないかという事を、もう一度きちんとやらなければいけない。そうすると世代を超えて知識を、共有していくという所からもう一回始めなければいけないし、そこもやはりこの条例の基本的な所なので、実は 123 番の提案件とも密接に関係してくるんですよ。

(半田委員)

自主防災組織というのは 100%の組織率、設立を目指していますよね。大切なことだと思いますが、自分の経験では、社会福祉協議会が推進している地域福祉活動、小地域福祉ネットワークや要援護者を見守るネットワークを形成している地域は、自主防災組織を結成していなくても、防災にも対応できる組織になっています。県が自主防災組織の結成率 100%を目指すという事であったら、そのような地域福祉を進めている組織などを少しアレンジすれば直ぐに対応できると思うのです。要は、災害時要援護者の把握や支援がいかにかにできるかということが大切ということなので、自主防災組織だけに限定せず、民生委員や福祉委員なども含めた地域の助け合い組織などの表現でもよいのではないかと思います。

(岡村会長)

それは行政的な立場でなくて、個人が、そういった方たちが日頃どういった方たちと一番ネットワークを持っておられるか、そっちをもっと重要視してという事になりますよね。日頃からの関係を大切にするという、そちらの立場を大切にするという事ですよね。

(事務局)

半田委員のおっしゃった事は、12 ページの第 2 節第 5 の一番下の行に災害時要援護者を地域で支え合う仕組みづくりの促進に努めますと書いてありますが、それがまさしく言っているその仕組みです。その担当課がきておりますので、そちらから詳しくお話をします。

実は、県の中で、健康福祉部のほうで災害時要援護者の支援の対策というのを検討しています。その中で私たち障害福祉課のほうで、災害時要援護者の支援の手引きみたいなものを今作成しています。その中で今半田委員もおっしゃられていましたが、中では防災助け合いネットワークという位置づけのものを考えています。それは自主防という部分もあるかもしれないが、その地域の中でどう助け合うか、先ほど自助、共助の話もあったかと思うのですが、当然自助がある訳です。ただ自助の中でも例えば転倒防止なんかの柵を個人で出来るか、健常者の方なら出来る訳ですよね。ただ要援護者の方になってくると、それが自助の事すら出来ないという事になってくると、それがネットワークの中の共助の中の部分でやっていかなければならないだろう。こんな話を皆さんの前でするのもあれなんですけど、自助、共助というのもそれぞれ人によっても違うだろうと思います。だからそういった地域の中でやはりどんな事を、やっぱり地域の中での話し合いが必要であろうと、その組織が自主防とイコールなのかどうか、自主防というのは、すごく広いエリアでの自主防災組織もあるので、実際地域として組織としては、すごく規模の大きい自主防災組織もあるだろうし、小さな自主防災組織もあるだろう、そしたら大きな規模の組織の中でそういった助け合いネットワークはなかなか難しい。やはり一定のエリアというのは限られてくるのではないだろうか。その時にそれが、自主防とイコールなのかどうかという部分が出てくるだろうと思います。それからここで自主防災組織等という括り方の中で、色んなネットワークというのが出てくるのではないかと思います。それから後、情報の管理という部分で言えば、私どもの考えているのは、やはり情報というのは管理の仕方にも色んな段階があるのではないかと思います。基本的にはすごく細かい部分になってくると記憶による記録というのですか、残らないような、隣近所の方が、頭の中で管理しておかなければならない情報が当然あると思います。それとネットワークの中で本当に基本的な A さん、B さんという方が要援護者なんだという部分の把握の情報管理の仕方というのものもあるんだと思います。ただそれをこういった条例の中でそこまでどう表現できるのかというのはすごく難しい問題だろうと思います。自主防災組織等とか情報管理というのは言葉としては一つのものになるかもしれないですが、そのなかには色んな段階レベルというものがあるんだらうと考えておるところです。

(岡村会長)

どうもありがとうございました。色んな議論がありますけれども、時間になりました。こちらのほうがなかなか許されないのですが、どうしますか、10 章までとにかく行きますか、まず。今の議論が終わっているというつもりはございません。更に議論したいと思います。とりあえず今日の時間がありますので、次にまず 10 章のところに行きましょう。

(事務局)



資料 3 の 7 ページになります。第 10 章総合的な南海地震対策を進めるというところで、130,131 と 2 つご意見を頂いています。ひとつが 130 でこの条例に規定した内容を、PDCA サイクルに乗せて推進していくという仕組みづくりが大切であるという事、もうひとつが PDCA サイクルの推進という部分にスパイラルアップになればもっとよいというご意見を頂いています。具体的に、いままでこの総合的な南海地震対策を進めるという項目については、骨子の案を出しておりませんでしたので、今回新たに提案をさせていただくという事で、その内容についてご検討頂きたいと思えます。

具体的には、資料の 4 骨子案文検討票の最後のページになります。一番裏側になりますが、36 ページに総合的な南海地震対策を進めるという事で、行動計画の作成等ということで骨子案文を作成させて頂いております。この中で、骨子案の内容の中で解説案というところで課題がありますが、現状の県における南海地震対策の進め方というのは、当面、県として出来る取り組みを、庁内組織である南海地震対策推進本部で話し合いながら、進めていると、その取り組みについては、皆さんの方にもお配りさせて頂いておりますが、南海地震に備える基本的な方向と当面の取り組みという冊子にまとめて整理をさせて頂いているところです。ただ、この南海地震条例の内容を実効性のあるものにするという必要性もありますし、それからあと、高知県の地域防災計画、震災対策編とか一般対策編とかそれぞれありますが、それに定める内容、基本的な事項を定めている訳なんですけど、それを具体化していくには南海地震対策の全体を体系化して計画的に進めていく必要があると課題を整理しています。

備考のところのひとつ書いておりましたが、こういった行動計画的なものを作成している県は、岐阜、愛知、静岡とかということで 11 の都道府県が作成しています。うち、岐阜県、愛知県、東京都が地震条例というものを作って、その中で行動計画を作成する旨の記載がされているという事で、今回提案をさせて頂く骨子の案としましては、上にありますように、知事は、この条例に定める内容の実効性を高めるために、県が取り組むべき総合的な対策を計画的に進めるための計画を作成するとして、行動計画には、次のことを定めますという事で、施策の基本的な方向、具体的な取り組み、この具体的な取り組み中では県が、主体となって直接実施すべきものというものもありますし、それから県民や自主防災組織や事業者の方等に対して県が支援とか、啓発とか助言を行うとか、そういった県が一定の関与をしていくべきもの、支援していくべきものとそういったものが多分 2 種類あると思います。それとそれに具体的な取り組みを達成すべき目標であるとか、その他必要事項とこういったものを行動計画の中に定める。3 として、知事は、行動計画の作成にあたっては、県民参加の方法により県民からの意見を聴くように努めます。県民の意見を計画に反映させるという事、4 として、知事は、行動計画に基づく対策の実施状況を、毎年点検し公表します。また、実施の効果を検証し、必要に応じて、行動計画の見直しを行うというふうな事で骨子案を作成させて頂いております。事務局の説明は以上です。

(岡村会長)

ありがとうございます。今日始めて出てきましたこの 10 章で、基本的にはご意見を頂いておりますように、スパイラルアップというかスキルアップしていくというところを入れているという事なんですけど、全体に関して何かご意見ございますでしょうか。

(多賀谷委員)

スパイラルアップの話は、ぶら下がりでどなたかが PDCA と書いてあったので書いた程度の話なんですけれども、行動計画でそれをうたいこまれるというのは、非常に良いことだと思うんですね。

やりかたとしては、こういった事になると思うんです。今日色々議論された中身もこの部分でカバーできる所もかなり出てくるんじゃないかなという気がしますので、この第 10 章というのは非常に方向としてはよろしいんじゃないでしょうか。そういうふうに感じます。

(岡村会長)

他にございますか。よりこれを継続的或いは高めて行く為の仕組み作り。

(青木副会長)

行動計画のところに項目で書くときにはやはり、南海地震対策のピークをどこに持っていかというような事と、年次でいか中期で数年後までいか、達成すべき目標とその年次みたいな年次を入れられないかと思います。積み上げが出来ないと思うので、やっていく事業の到達点とこういったものは貯めていって蓄積されたものが、どれだけ防災力を高めてきたのかという、多分岡村先生なんかの指針でいけば、どういう対策が何年有効なのかという事もあると思うので、そういう意味で言えば、徐々に貯めて行ってその場が直ちに対策じゃないけれどこれがあつたらこういうふう蓄積されていくという視点の評価項目や目標を立てたらいいんじゃないかなと思います。

(岡村会長)

もう既に今県の方でやられておまして、具体的には達成率をある程度目標値を決めて、それに対して進んでいくということで、客観的にいまの現状を知るという意味で非常に重要な事なんですよね。やること自体は。それで特にいま仰られたのは何年頃を目指すのかという事なんですけど、これは非常に難しく、歴史的に過去を振り返るしかないんですけど、80 年ではくるかもしれないという位の一番早い見込みでは 2025 年位からには終わっているという話もありますし、遅くて 2035 年位という事なんで、その位ではないともう間に合わないっていう人も、もう 20 年切ったんじゃないかというところまで来ておまして。具体的には色んな耐震化計画とかみておますと、年次にはその付近に最短の例をそこに設定してそこまでにはなんとかという、お金ないけど工面してそこにという趣旨では常に分かるんですけど、県の施策がそこにあるという事は、それを具体的にこの中に書き込むかどうかというのは、意見としてはどうでしょうか。行政としてはどの様にお考えでしょうか。

(事務局)

この行動計画を何年にするのかというのは、まだ中でも整理出来ていない部分なんですけど、ひとつは、国が地震防災戦略というのを定めておまして、それが平成 26 年度末を目標に減災に取り組むという事で、いろんな項目がその中にあげられています。県の基本的な方向の冊子の中にも、国の地震防災戦略の減災目標を受けて目標を設定した項目もあります。ひとつの節目としては、この平成 26 年度末が第一期計画というかたちにしてはどうかという事を議論しているところです。

ただ、防災のピークをどこにもっていくのかというのは、先ほど岡村会長の方からもお話がありました様に、地震が何時来るのかとそれまでにピークを迎えるようにするというふうな考え方になるかと思いますが、現実的には、なかなか難しいかもしれないです。そのハード対策をどうするのか、例えば 20 年後に地震が来るということで、それまでにハード対策のピークを迎えるという事が、果たして計画でうたえるのかどうなのかということもあります。例えば応急対策については、こんな応急対策は、体制整備をしっかりとっておこうと、それは例えば 10 年間の間でしっかりと出来る事はやりましようとかいうふうな項目によっては、これまでにはこれを済ませておこうという部分が出来るのかもし

りませんが、全てをそこのある地震が発生する、例えば24年後までにピークに持って行くという事については、なかなか難しいかもしれません。そこは、県が、行動計画を作成する中で色々と議論をして行きたいと思っているところで、なかなか現状この骨子の中にそれを書いていくということについては、ちょっと難しいんじゃないかという事で、今のところはこれ位の表現で留めています。

(岡村会長)

よくわかります。予算というのは単年度で決まりますので、それでこれを何年度までにやらなければならないというのは、書けないというのは分かるんですけど、年々それに目標に近づける様になるだけやっておられるというのはよくわかります。

(土居委員)

これは先生に聞くんですけども、この前の三重の亀山の地震、あれは我々の予定には全然なかったんですけど、これは先生分かっておりましたか。

(岡村会長)

まったく分かりません。事前に分かるのはマグニチュード7.0を超える様なものは地表に出てくるんですよ、だから研究・調査対象になりますけど、能登のものも分かりません。それから今度の亀山のものも5.7ですのでまったく分かりません。こういうものは高知でも実際に起こっているんです。この程度のもものは高知でもこれから起こる。ただその事前の対策は全く出来ません。ですから、どこでも起こると、あの程度のもものはどこでも起こるという前提でやらなければいけないという事だけは、はっきりしています。

(土居委員)

というような形の中で、私はアクションプランと言っておりますけど、まずソフトの部分。ハードの部分は金がかかる訳ですから、なんとかソフトの部分の教育という部分で力を入れていくと。この10年間、極端にいうとこの5年間という形の中で、防災教育というか減災教育といいますか、そういう部分に相当お金をいれて頂くのが、一番手っ取り早いのではないかと。今言った様に、とにかく自分は自分で守るといふ、我々は自守といたしておりますが、自分は自分で守れと、そういうその守る事の色んな危険に対する予知能力といいますか、我々は見えない危険という事をいうのですけれども、そういった事を教えてやらないといけない、要は、想像力の欠如という部分でよくいうんですよ。やはりそれがないがゆえに準備しないのですから。それがなんですかと、各市町村を回っていますとエーと首を傾げる、これが現実なんですよね。だから、色々な事を教えて説く方を早く養成するというふうな方法が、一番減災に繋がるんじゃないかなと、それに必要なものを要は各家庭で準備して貰う。そうすると県としては大きな金は要らないという形の中で、命の尊厳が出来るんじゃないかというふうないつも感じますので、どっかの隅にちょっと置いておいてください。以上です。

(岡村会長)

はい、ご指摘ありがとうございました。9章に防災対策というのがありますが、10章も基本的には、南海地震対策の根幹に世代を超えた防災教育というのが基本にあるという事は自明の事だろうと思います。ちょっと時間がかなりオーバーしてはいますが、ここでちょっと5分位トイレ休憩をしたいと思います。

休憩

(岡村会長)

本来ならここで再度 1 から 5 までのところに戻るとい事だったんですけども、ちょっと時間がございませんので、どうしても次回の為にやらなければいけないのは、実は骨子案の体系作りでございます。途中をちょっとスキップ致しまして、そちらの方に移りたいと思います。骨子案の体系について事務局から説明をお願い致します。

(事務局)

資料 3 の 1 ページを見て頂きたいです。それから資料 1 の方も併せてご覧下さい。

資料 3 の 14,15,16 について骨子の方でご意見を頂いております。その上の 11,12,13 については先程ご説明をさせて頂いたので省略させて頂きませんが、14 については第 2 章、第 3 章については、まず、生命、身体を守ることを優先する考え方が示されていて、県民に理解されることが重要だと、たとえば、第 2 章 揺れの被害から生命、身体を守り、その被害を防ぐ、第 3 章 大津波から生命、身体を守るために逃げるなどに表現が出来ないか。それから 15 では、建物の予防というのは最終的に命を守るということにつながるわけなので揺れの被害から命を守るという表現ではだめか。それから 16 については、できるだけ統一した言葉にし、全体の流れを時系列的に出してみたということで具体的ご提案を頂いています。骨子の体系については、いままでも災害事象別でいまの現在の骨子の体系を作っているのですが、その予防、応急、復旧、復興といった時系列で並べるとい他県の条例の様に時系列に並べるといやりかたもあります。ただこれまで作ってきた経過としては、やはり災害事象ごとに地震なり、津波が発生したときにどういった行動を取らなければいけないのか、そのためには事前にな何をしておかなければならないのか、そういったことが理解しやすいといふうなことで、災害事象別に現在の体系が出来ているところですので、こちらへんをもし変えなければならぬということであると、かなり組み替えの作業というのが、相当大変になってきますので、そういった意味で最終骨子案をまとめに向けて、この災害事象別にするのかどうかとい事も併せてご検討頂きたいという所です。具体的に資料 1 のところで骨子の体系案とい事で、お示しをさせて頂いています。その中で前回から修正させて頂いているところについては、右側に米印が入っています。例えば第 2 章の揺れの被害から命を守るという部分については、前回の検討会でも色々ご意見がありました。前回は、揺れによる被害を防ぐということだったのですが、これを揺れによる被害から命を守るというふうに修正をさせて頂いております。

それから第 3 章の第 4、これについては本日ちょっと時間がなかったですので、具体的にご説明させて頂いてないですので次回にご説明させて頂きませんが、具体の個別の意見が出ていますので、その意見を受けてこの骨子の体系の表現を書いています。

それから第 7 章の第 2、第 3 については、先にご説明させて頂いたとおり一般ボランティアと専門ボランティアを分けるということでこのように表現しています。

それから第 9 章については、先にもご説明させて頂いたとおり災害時要援護者の支援という部分の第 5,6,7 を一つの節にまとめている関係上、第 1 節、第 3 節を新たに作っているというふうな作り方をさせて頂いております。

骨子の体系の表現の仕方というのは色々あると思いますので、これからも色々な意見があればその都度お聞きをする中で、修正も可能だと思いますが、先程申したように災害事象別にするのか

どうか、それから例えば第 9 章の震災に強い人や地域づくりを進めるという項目を上にあげたらどうかというご意見もあります。総則の後の第 2 章にこの震災に強い人や地域づくりを進めるというところをあげたらどうかというご意見も頂いているところです。事務局の中で色々検討はしたのですが、この第 9 章の内容というのは、県民の備えとか事業者の備えとか自主防災組織の活動の推進とか、個別のそういった備える項目が列挙しているわけですし、それがいきなり第 2 章から出てくるとなかなか読み難い点があるんじゃないかと思います。災害事象別に災害時にどのような事がおこるのか、そのために何をしなければいけないのかというのをずーっと読んできた上で、当然災害事象の中では括れないものというのが出てきますので、それから共通するものもありますので、それを第 9 章で表現をした方がいいのではないかとこの考え方から今のところはこういった体系のままで一部表現を修正させて頂くとどまっております。事務局の方からは以上です。

(岡村会長)

はい、ただいまの骨子の体系案についてのご説明、アウトラインをご説明頂きましたけれども、ご意見を頂きたいと思います。

(土居委員)

この骨子のところについては、私のところを出した内容なんですが、色々小さなものも言葉としては入れてあるんですね。県の役割と責務なんていうのも入っておりまして、それぞれ役割をあげてあります。そして地域を回る中においてやはり命あつてのものだねという形の中で、まず自分で出来ることからやりなさい、そしてそれに対して必要な知識、技術というのはこうですよというそういった流れで出してみました。第 2 章のところでは私はしまったなと思いつつも、後で時間がなくてすましたのですが、やはり先ほど話した震災に強い人作りや地域づくり、やはり人がそのまま出来るわけではありませんので人作りをしていくという皆さん方、やはり防災に関心のある、又、防災を勉強された方の作業を体験した方たちの指導力がないと人は育ちませんので、そういう面からやはり震災に強い人づくりをする、それが地域づくりに進んでいくというふうなづくりを、是非とも入れて頂きたいなということで、今回話しましたけれど、その時には強い人で終わってしまいました。

(岡村会長)

ありがとうございました。それをこの骨子案では 9 章の震災に強い人や地域づくりで文言としては出ていますね。他にございませんでしょうか。今までの議論の中を踏まえた上でこの骨子が出来ていますので、かなり当初のものよりはリバイズされたものになっていると思います。

(青木副会長)

法律の技術的な点から言ったら何条くらいになるか分からないですけど、もし、9 章、10 章を別途考えるのであれば、ウェイトが、章が 1.2.3.4.で言ったときに前のほうが重要であると原則になるということであれば、何条位を想定しているのか、分かりませんが、100 条くらいになれば 1 編、2 編という形で 9,10 で分けても、まあ、9 章を分けてもいいかもしれません。章が二つだから編にならないということはないので、もう一段上の区分を立てれば、目立つようにはなります。あと体系的には幾つかの都道府県を見て、土居さんが提案されているような方法の多いのは多いんです。これはこの検討会の中でやった流れの中で事象から入って、とりわけ津波ということの所から入って命守るというところをめいっばい、復興だとかはあまりウェイトをというよりは、命守ろうというところに

行こうというので、そういう意味で徐々にリファインされてきたものだと思うんです。そういう意味から言えば序数で1,2,3,4できて、人作りや地域づくり、というのが9番目という印象を除くのであればこの上に1編、2編という編というのをつけることは可能だと思います。それは県の中であるのかどうか分からないですが、法律技術的には1編、2編ということで総則を別途すれば3編になりますけどね。そういうやり方は可能だということです。

(岡村会長)

はい、アドバイスありがとうございました。他に体系についてのご意見頂けませんか。

(藤原委員)

法律的には並びというのはなるほどな、と聞かせて頂いたのですが土居委員が言われたように私も特に実感するのが、人作り、本当にある意味これに尽きるのじゃないかな。それも、防災教育の推進ということで第9章の第3節にありますけれども、それと今日学校向き、教員向けにガイドブックが出来て配るといふニュースが出ていましたけれど、随分この学校の姿勢、先生の姿勢、これですごく変わってきます。学校の中だけで、子供たちの防災教育が育っていくかというところもそうじゃないと思う。学校の教育の場の中で中学校なら中学校、中学生がその地域の大人、経験者、そういう地域の人とどれだけ交えながら本当の意味の教育ということで根付いていくか。その子供たちが学んでいく中で地域も学んでいこうし、そういうつながりが殆どないと思うんですよ。試行的に私の地域で、中学校での防災フェアという形ですけれども行って、ほんとに大事さと共に難しさも感じました。そこに問題意識に、すごいギャップがあるな、それを感じています。ギャップを埋めていく意味でももっと、開かれた学校づくりとよくいうんですけれども、本当に地域と子供たちと一緒に命というものを考えていけば、本当に一番根源になりますのでそれが発展すれば、いじめとか様々な問題にも学校教育の場にも生かせるのだからもっともっと意識を高めてほしいという実感と、そういったものを学校だけの教育じゃなくて学校の子供たちの教育プラス、そこには地域というつながりがないと根付かないということ、どこかで言葉としても入れて頂きたいという思いです。

(岡村会長)

私自身もその思いに達しております。県下、今までに5年間で約165校ほど行かせて頂きましたけれど、意識のある先生方、或いは県教委が言われたからという形で、やっているに過ぎないんですね。組織的なことになっていないんですよ。どうもそれは何が起ころうとしているか基本的に理解を、学校の方々、持っておられない。共通の話題になってないんです。ということは組織的に動いているとは到底思っておりません。そこどころが人づくり、特に子供達と親、そしてそこに地域の方、まさにPTA本来の形だと思うんですけど、理想的な形だと思うんですけどそれがなくて、なかなか発展していかないし、継承ができない。自分は分かったけど、じゃあそれが次になかなか繋がらないということになってしまっていて。ご意見、本当にそうだと思います。体系についてのご意見はございますか。全般的には大きく問題ないと感じてはいますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、基本的には現在の体系の通り、承認する。次回又持ち越しているものもございましてそれを来週若干フィードバックして帰ることは可能だと思いますので、次回もう一度検討したい、個別の内容については特に今日、要援護者の問題はあれで終わっているとは思いません。あると思います、もう一度検討したいということで、それを集中的にあげておきたいと思います。そういうことで、よろしゅうございますか。

(土居委員)

総則の方で、責務という言葉で規定をくくっているんですけど、やはりここに役割っていうのは入れてもらえませんか。県民の県のまたは市町村のというところ、市町村は役割というのがありますけれども、県の役割の責務、という言葉は入れてはいけんものでしょうか。まずいならまずいで答えて頂ければいいですが。

(事務局)

土居委員の提案で各項目、責務と役割ということだと思うのですがその基本的には総則の部分については、責務、これは必ずやらないといけない責務を書いていると、役割についてはそれぞれ第 2 章からあとの各章ごとにそれぞれが果たすべき役割を具体的に書いているというふうなことです。ただ市町村についてはこれまでもご説明をさせて頂きましたように県の条例の中では責務と書けないという部分がございますので市町村については役割というふうに表現をさせて頂いておきます。これを全部、責務と役割と書いたときにどれが責務でどれが役割なのかというふうなことにもなってきますので今現状では責務ということでこの総則の部分には規定をさせて頂いております。

(土居委員)

一般の方がそれで分かるかなということを危惧する部分であえて書いてみたんですよ。

(事務局)

今までの条例の中で責務と役割というふうに並んだ総則があるものの方が皆無に近くて今までの条例も県民と共にくつか作ってきましたけれどもそういう部分が責務と役割が並んだものは逆に無かったので。

(岡村会長)

その件、検討お願いしたいと思います。終了の時間になりましたので、今日は一応ここで終了ということで。事務局から今後の予定についてございましたら御願います。

(事務局)

はい、次回の検討会なんですけど、連休明けの 5 月の 8 日、1 時半から 5 時までということで予定を空けていただきたいと思います。場所についてはまだ未定です。又おってお知らせをしたいと思います。それからあと本日は検討事項がかなり多く、全て終わりませんでした。5 月 8 日だけの検討では骨子案をまとめるのは難しいと思いますので、5 月中にもう一回、検討会をお開き頂きたいと思っています。日程は調整中ですのでまだ決定ではないのですが 5 月 21 日月曜日を有力な日ということで調整をさせていただきたいと。事前に各委員から予定をお聞かせ頂いた時にはこの 5 月 21 日の月曜日が、出席者が最も多いというふうなご連絡を頂いておりますのでこの日に調整をさせていただきたいと思っております。

それから本日、第 6 章から第 10 章までご検討を頂きました。項目ごとにご説明をさせて頂きましたが、その中で意見を多く頂いたところについては、そのまま次回又、検討いただく、或いは事務局としてそれに対する考え方を整理して案を出ささせていただくという対応をさせて頂きたいのですが、説明をさせて頂いた中であまりご意見が無かった部分については次回は溶けこまし、消してい

って再度次回では議論をしない形にさせて頂きたいと思います。今日の検討会でやはり気になる意見は言わなかったけどこの項目については気になるというところがあれば、事務局の方に、ご連絡なりご意見を頂きたいと思います。そうでなければご意見の無かった項目については、もう了承して頂いたと、次回の資料の中では削除させて頂きたいと思います。それから第 1 章、2 章から 5 章という部分については今回、ご検討頂いておりませんので今回の資料の中の部分については、次回再度資料としてつけさせて頂いて、ご検討頂きたいと思います。

事務局の方は以上です。次回ですが、それと条例の名称についてそろそろ、今までは南海地震条例で、仮称、最終的には条例の名称については別のステージでも考えなければいけないですけど、検討会として条例の名称をどうするのか、というのもそろそろ議論する必要があるかなということですので、幾つかの案を次回お示しをさせて頂きたいと考えています。それからいまから作業する部分になるのですが、骨子案の部分で説明が必要な部分、課題をしっかりとお伝えしておかなければならない部分がありますので解釈文という形で今の骨子案につけていきたいと思います。それについても次回できるところまでご提案をさせて頂いてご検討頂きたいと考えています。

(岡村会長)

結局、積み残しがあって、後の方へ後の方へいっていますので、次回も大変じゃないかと思うのですが時間になりましたのでこれで終わりたいと思います。

以上で第 10 回の高知県南海地震条例作り検討会を閉会いたします。皆さんどうも、ご熱心な議論ありがとうございました。お疲れ様でございました。